

計画に関する意見への対応等

(差替) 資料 1 - 3

(1)パブリックコメントについて

令和4年11月25日(金)から令和4年12月26日(月)まで、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(素案)」に係るパブリックコメントを実施したところ、5名の方から22件の御意見をいただきました。

御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	瀬戸内海の環境により、特産のワカメ等に影響が出ていることを知らなかった。私達の環境への取り組みが広く影響することを考えると、一人一人の意識を変えていくことが不可欠なのだと感じた。水産物への品質改善のための取組を今後も続けていただきたいと思う。	近年、瀬戸内海では、海水温の上昇や栄養塩類の不足等による養殖ノリ類・ワカメの色落ちや生育不良が深刻な問題となっていることから、県では、施肥剤の開発や下水処理場の栄養塩類の季節別運転管理の取組をしているところです。今後も、瀬戸内海の環境の保全及び水産資源の持続的利用の確保に向けた取組を進めて参ります。
2	p.17の「葦」は「ヨシ」という表現が一般的であると思う。	御指摘を踏まえ、p.17の「葦」を環境省の植生調査の表記である「ヨシ」に改めました。
3	p.18の意見において、誤解をまねくといけないので、「吉野川河口は東京ドーム10個分の干潟があり」を「吉野川河口は東京ドーム10個分の河口干潟が残り、さらに汽水域には大小様々な干潟が点在しており、」に修正していただきたい。	御意見のとおり、p.18の「吉野川河口は東京ドーム10個分の干潟があり」を「吉野川河口は東京ドーム10個分の河口干潟が残り、さらに汽水域には大小様々な干潟が点在しており、」に修正しました。
4	p.21の表「県内の瀬戸内海の自然景観・文化的景観に関係する代表的な文化財」に、最近、国の重要有形文化財に指定された、藍文化と関係する武知家住宅(石井町)、犬伏家住宅(藍住町)についても記載したほうがよいと思う。	御意見を踏まえ、国がH30年に重要文化財に指定した「武知家住宅」、R2年に指定した「犬伏家住宅」について表に追加しました。
5	p.23、p.49の水循環は環境維持にとっても重要な視点であり、これらの回復は具体的に進める必要がある。海域への循環では、藻場・干潟だけでなく、砂浜も重要な役割を果たしていることから、砂浜も加える必要がある。	水循環・物質循環において、水質浄化、生物の産卵場所、生息・生育の場として、砂浜や浅場も重要であることを踏まえ、p.23の「海域における藻場・干潟の保全」を「海域における藻場・干潟・砂浜等の保全」に、p.49の「海域においては、藻場・干潟等」を「海域においては、藻場・干潟・砂浜等」に修正しました。
6	水や物質循環について研究を進め、どのような条件を取り戻すことが必要なのか具体的に実行できるように、予算措置を含めて手立てをすることが必要と考える。	物質循環をはじめとする瀬戸内海の諸課題については、環境省や本県を含む瀬戸内海関係自治体から構成される瀬戸内海環境保全知事・市長会議が大学や研究機関と連携し研究しているところであり、今後とも関係機関等との連携を密にして取り組んで参ります。

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
7	<p>p.20、p.47の「海水浴場等の保全」では、具体的な保全としては水質の維持のみとなっている。水質が良好に保たれることはもちろん重要だが、水質のみであれば、屋内プールと変わらない。自然とのふれあいの場としての利用を考えるには、水質だけでなく、沿岸の植生をはじめとした沿岸生態系の全体が保全されることが重要と考える。</p>	<p>沿岸域の生態系及び環境の保全については、p.23、p.49の「(6)健全な水循環・物質循環機能の維持・回復」に記載しており、計画に基づき、山・川・里・海を一体的に捉えた施策を進めて参ります。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、文意を明確にするため、p.23の「健全な水循環・物質循環の維持・回復のためには」を「流域における健全な水循環・物質循環機能を維持・回復し、生態系を保全するためには」に、p.49の「流域や生態系における健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため」を「流域における健全な水循環・物質循環機能を維持・回復し、生態系の保全を図るため」改めました。</p>
8	<p>p.47の「緑地等の保全」では、沿岸の林地の確保とあるが、沿岸生態系としてのまとまり・つながりが確保されていることを目標に加えるべきである。</p>	
9	<p>p.22、p.48で河口域の砂利採取の海岸の侵食防止などへの十分な留意の内容をより具体的に示すべきである。たとえば、砂の動態についてモニタリングなど科学的な根拠をもとにした留意ができるようにすることが必要と考える。</p>	<p>本県では、砂利採取法に基づく河川砂利採取は、河口域では認めておらず、採取場所や採取量については、河川環境、河床維持、賦存量等から総合的に判断し、適切な管理を行っています。</p>
10	<p>p.22、p.48で海砂利採取が禁止されている一方、河川砂利採取は、砂利資源の有効活用として継続されている。「なると金時」の手入れ砂として重要であると思うが、砂浜では場所によっては幅が減少していることから、河川法の兼ね合いもあるが、河川砂利の利用も海砂利と同様に慎重に計画的に行うことが必要と考える。砂堆や砂浜の保全は、漁業にも大きく影響するので、水質だけでなく、砂の状況をモニタリングして、その現状が見えるようにすることも重要と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、文意を明確にするため、p.22の「災害予防はもとより砂利資源の有効活用のために、吉野川水系及び那賀川水系等の一部区間において」を「砂利資源の有効活用のために、吉野川等の一部区間において」に、p.48の「河口域等の河川砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとします。」を「河川砂利の採取は、河川及び周辺環境に十分配慮し行います。」に改めました。</p>
11	<p>p.22、p.48のエコツーリズムの推進は自然環境の保全につながる事が重要である。県がこれを推進するにあたっては、情報発信だけでなく、関係者への自然環境や自然に根ざした歴史文化についての教育の機会などを定期的に行うなど、エコツーリズムの質の向上を行うことこそが推進のための重要な取組と考える。</p>	<p>県では、観光に携わる人材育成を行う「とくしま観光アカデミー」において、地域の歴史や観光資源について学ぶ講座を実施しているほか、地域の自然環境に関する各種環境学習講座や環境の専門知識を有する「環境アドバイザー」の派遣を行っています。いただいた御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
12	<p>p.25の海域と密接な関係にある「汽水域」について、海域につなげて、コラム等で記載してほしい。</p> <p>海ごみや砂の移動、栄養塩、生物多様性等の課題を考えると、本素案にもあるように、山、川、陸域、海とのつながりの観点は重要であり、特に海岸線を挟んだ陸域から沿岸域に存在するエコトーン(遷移帯)として「汽水域」は大きく貢献している。</p> <p>「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年環境省)において、「海域と淡水が混ざる河口の汽水域」を位置づけている。</p>	<p>汽水域は、河川と海の接点であり、多様な生物の産卵・生育の場、豊かな漁業資源の生産の場、水質の浄化、自然とのふれあいの場など様々な機能を有しており、生物多様性及び生物生産性の確保のためにも重要であると考えられます。</p> <p>御意見を踏まえ、p.17の「本県の干潟の大部分は、吉野川、那賀川や勝浦川等をはじめとする河口干潟であり」を「本県の干潟の大部分は、吉野川、那賀川、勝浦川等の河口域に形成された河口干潟です。河口域は、海水と淡水が混ざり合う汽水域となっており、多様な生物の生息・生育に重要な場となっています。吉野川、那賀川等の干潟には」に改めました。</p>
13	<p>海洋プラスチックごみについては、減らさなければいけないのだろうなと思ながらどうしたら良いのか分からないところもあった。沿岸部でなくても、プラスチックごみの減量やリサイクルなど、できることから取り組んでいきたいと思った。私のような者にも分かるように周知をお願いしたい。</p>	<p>プラスチックを含む海洋ごみの削減には、内陸から沿岸にわたる流域全体で、ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄対策に取り組む必要があります。このため、海洋ごみの現状の発信や分かりやすい環境学習動画を活用した啓発により、県民の皆様にしかりと周知して参ります。</p>
14	<p>海岸漂着物対策として、多くの団体や企業が取り組まれていることを知った。ぜひ今後も続けていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後とも関係団体等の御協力のもと、海岸漂着物対策を進めて参ります。</p>
15	<p>上勝町の取組がなかなか広がっていかないことに疑問を感じている。上勝町の方が言うには、細かく分類した方が分かりやすいそうである。そして、まずごみを出さないように量り売りのお店も増えている。そのようなモデルケースに習い、プラスチックを減らしていくことが他の市町村でも広まっていくよう推進していただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、ごみの「分別収集」は、ごみを出さないようにする「発生抑制」とともに、3R(発生抑制・再使用・再生利用)の重要な取組です。一般廃棄物は、各市町村が地域の実情を踏まえ、分別収集方法も含めて処理方法の選定を行っています。県としては、市町村の取組を支援するとともに、市町村と連携した3Rの意識浸透を図って参ります。</p>
16	<p>公園などのごみ箱も減り、持ち帰りを推奨するところが増えたこと、粗大ごみが出しにくくなったことなどがポイ捨てや不法投棄に繋がっていると思う。ごみの回収についてはいろいろと課題があり、検討していただきたい。</p>	<p>県では、国、市町村、警察等と連携して不法投棄に対する監視活動を行っているところであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
17	<p>ごみの清掃活動が一過性のものにならないよう、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言とリンクするよう戦略的な環境教育の取組にしていくことが重要な視点だと考える。</p>	<p>県では、「ごみゼロの日」キャンペーンなど環境美化の取組を産学民官の連携・協働により推進するとともに、深刻な海洋汚染を招く「プラスチックごみ問題」への取組をさらに加速するため、「『プラごみゼロ』とくしまスマート宣言」を行い、プラごみゼロに向けた取組の輪を広げてきたところです。</p> <p>いただいた御意見は、県民総ぐるみでごみの問題に取り組む機運の醸成を図るため、今後の環境教育の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>気候変動と栄養塩類の管理は海域に関して重要な課題だと考えるが、下記に関して、具体的なデータや根拠について、コラム等を設けるなどして、わかりやすく説明していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. どのくらいの栄養塩が減っているのか、定量的データ 2. なぜ、窒素やりんが減ると色落ちするのか、科学的な根拠 3. なぜ、栄養塩が減ったのか根拠 4. 藻類養殖の不調は栄養塩不足だけではないと専門家から聞いたことがある。アイゴ、クロダイ、ハギ類などの食害や高水温化が影響していることも記すべき。 5. なぜ食害が大きいのかの理由 6. いつの時代の栄養塩を目標にするのかを示すべき 	<p>本県沿岸海域の栄養塩類の濃度推移については、p.9に示しているとおり、全りんは横ばいであるものの全窒素については減少傾向を示しています。</p> <p>ノリ類・ワカメの色落ちは、窒素・りんといった栄養塩類の不足等により、細胞中の色素（クロロフィル、フィコエリスリンなど）の生成が阻害され、色調が低下することにより発生すると考えられています。</p> <p>瀬戸内海の栄養塩類は、生活排水や降雨による陸域からの流入・外海からの流入・底泥からの溶出等により主に供給されますが、その減少は複合的な要因により発生していると考えられております。</p> <p>一方、御指摘のとおり、高水温化の影響で生育不良や植食性魚類の活発化による食害も近年問題となっております。これらの対策については、県農林水産総合技術支援センター水産研究課が研究に取り組んでおり、その取組を紹介するため、p.18にホームページのQRコード及びURLを掲載することとしました。</p> <p>また、栄養塩類の目標濃度については、対象とする海域、その周辺環境、対象とする水産資源によっても異なるため、今後も更なる知見集積に努め、関係部局や地域の関係者等とも協議し検討して参ります。</p>

(2) その他の修正箇所について

番号	修正理由	修正内容
1	適切な表現に修正	p.7の1行目「令和4年度に策定予定の「第9次総量削減計画」においては」を「今後は、令和4年10月に策定した「第9次総量削減計画」に基づき」に修正するとともに、p.39の2行目「令和4年10月策定予定の」を削除しました。
2	適切な表現に修正	p.8の13行目「本県の瀬戸内海では」を「本県の瀬戸内海区域では」に修正しました。
3	適切な表現に修正	p.11の8行目「令和4年12月策定予定の」を削除しました。
4	誤記修正	p.20の4行目「人工海岸」を「人工海岸は」に修正しました。
5	誤記修正	p.20の11行目「自然とのふれあいやレクリエーションの場として」を「自然とのふれあいやレクリエーションの場としての」に修正しました。
6	適切な表現に修正	p.22の11行目「瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」により、厳しく抑制されています。」を「瀬戸内海における埋立ては、「公有水面埋立法」に加え「瀬戸内海環境保全特別措置法」第13条第1項の規定に基づき、瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならないとされています。」に修正しました。
7	適切な表現に修正	p.22の14行目「本県の瀬戸内海区域における「公有水面埋立法」に基づく埋立てについては、近年は大規模なものは」を「また、近年は大規模な埋立ては」に修正しました。
8	適切な表現に修正	p.22の17行目「埋立て事業等の実施に際しての環境影響評価を」を「埋立て事業等の実施に際しては、環境影響評価を」に修正しました。
9	適切な表現に修正	p.22の35行目「在り方」を「あり方」に修正しました。
10	誤記修正	p.26の24行目「再生使用(リサイクル)」を「再生利用(リサイクル)」に修正しました。
11	誤記修正	p.27の16、17行目の「, 」を「、」に修正しました。

番号	修正理由	修正内容
12	適切な表現に修正	p.28の棒グラフの題に「(容積比)」を追加しました。
13	適切な表現に修正	p.29の2行目「約8割」を「容積比で約8割」に修正しました。
14	適切な表現に修正	p.29の6行目「今年度」を「令和4年度」に修正しました。
15	適切な表現に修正	p.33の32行目、p.36の13行目、p.39の4行目、p.42の15行目、p.48の25行目を「生物多様性・生物生産性」に統一しました。
16	誤記修正	p.37の25行目「環境の専門家である環境アドバイザーを」を「環境の専門家である「環境アドバイザー」を」に修正しました。
17	誤記修正	p.38の2行目「環境保全の保全」を「環境の保全」に修正しました。
18	適切な表現に修正	p.43の4行目「とくしまのSATOMIの実現」を「「とくしまのSATOMI」の実現」に修正しました。
19	誤記修正	p.44の17行目、p.44の22行目、p.48の11行目の「・」を削除しました。
20	適切な表現に修正	p.46の22行目「■栄養塩類濃度の管理についての検討」を「■栄養塩類濃度の管理に向けた取組の推進」に、24行目「調査及び検討を推進します。」を「取組を推進します。」に修正しました。
21	適切な表現に修正	p.54の9行目「推進するものとします。」を「推進します。」に修正しました。
22	適切な表現に修正	p.58の表の「「海岸生物調査」及び「水生生物調査」の実施回数」を「「海岸生物調査」及び「水生生物調査」の実施事例」に修正しました。